



平成18年4月19日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

平成17年(ワ)第6655号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年3月20日

判 決

大阪府守口市 [Redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

名古屋市中区栄3丁目7番29号

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主

[Redacted]

山 崎 敏 彦

岡 地 株 式 会 社

岡 地 和 道

上 野 秀 雄

文

- 1 被告は、原告に対し、1034万9760円及びこれに対する平成16年5月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、商品先物取引受託業者である被告との間で取引受託契約を締結して先物取引をした原告が、被告の従業員の違法な勧誘行為によって損失を被ったと主張して、被告に対し、取引損失及び弁護士費用相当の損害賠償を求める事件である。

1 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨によって明らかに認められる事実）

- 1) 原告は、昭和 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日生まれの女性である。

被告は、商品先物取引の許可を受けた商品先物取引受託業者である。

2) 原告は、平成16年2月6日ころ、被告との間で先物取引受託契約を締結し、同年2月9日から同年5月26日までの間、東京工業品取引所の原油及びガソリン並びに中部取引所の灯油及びガソリンの先物取引を行った。取引の内容は、別紙建玉分析表記載のとおりであり（以下、これらの取引を「本件取引」という。）、原告は、これらの取引の結果、940万9760円の損失を被った。

3) 本件取引を担当したのは、被告大阪支店の長井、加藤及び下野間（以下「被告従業員」という。）であった。

2 争点

1) 被告従業員による本件取引勧誘行為の違法の有無

(原告)

被告従業員の勧誘行為には、次のような違法性があり、不法行為に当たる。したがって、被告は、民法715条により原告の被った損害を賠償する義務がある。

ア 適合性原則違反

原告は、特に資産もなく、先物取引の経験もない主婦であり、うつ病で治療中であつた。被告従業員は、このように先物取引に不適格であることが明らかな原告に先物取引の勧誘をしたのであり、このような勧誘は違法である。

イ 新規委託者保護管理規則違反

先物取引の経験のない新規委託者については、一定の習熟期間を設け、その期間内は建玉を制限して経験を積ませることになっている。しかるに、本件では、取引開始後2か月半で合計160枚もの過大な取引をさせている。

ウ 説明義務違反

被告従業員は、原告に対し、先物取引について有利な点のみを強調し、その危険性について全く説明せず、確実に利益になると言つて先物取引を勧誘した。

エ 断定的判断の提供

被告従業員は、原告に対し、「これを逃してはいけません。絶対下がるから。」「九

州旅行どころか、海外旅行にも行けるようになりますよ。」などと断定的判断の提供を行った。

オ 手数料稼ぎのための頻繁売買

被告従業員は、同じ石油商品である原油とガソリン、灯油とガソリンについて、一方を売り、一方を買うということを頻繁に行うことによって、大量の取引をさせ、手数料稼ぎをした。

カ 仕切拒否

原告は、取引開始当初から、再三にわたってすべての取引をやめたいと申し出たが、被告従業員は、「今はやめられない。」「追加金を支払わないとやめられない。」などと言って決済をさせなかった。

(被告)

原告の主張は争う。

2) 原告の損害

(原告)

原告は、被告従業員の不法行為により、①取引損失940万9760円及び②弁護士費用94万円の損害を被った。

よって、原告は被告に対し、上記損害合計1034万9760円及びこれに対する不法行為の終わった日である平成16年5月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告)

原告の損害の主張は争う。

第3 争点に対する判断

1 被告従業員による勧誘の違法の有無について

1) 適合性原則違反

ア 証拠(甲3)によれば、原告は、昭和●●年生まれの主婦であり、着物展示会でアドバイスをする仕事で約100万円の年収があり、預貯金は夫と合わせて約

500万円を有していたが、先物取引の経験はなく、株式取引もJR西日本株の売買1回を除き経験がなかったことが認められる。

イ 本件取引の内容は、別紙建玉分析表記載のとおりであるが、当初から、同じ石油製品である原油とガソリンについて、前者の買いと後者の売りを同時に建てる取引が行われ、その後も異なる商品について売りと買いを同時に建てるという同様の取引が続いている。これは、異なる商品間の価格差の変動を利用して利益を上げことを目指す、いわゆるサヤ取引を行っているものと考えられる。しかし、サヤ取引は、各商品の価格に加え、両者の価格差を把握し、その将来の変動を予測して建玉を行わなければならない、単一商品の取引に比べても、一層高度な知識経験を要する取引といえることができる。

先物取引の経験を全く有しない原告にとっては、単一商品の先物取引でさえ、その仕組みや危険性を理解するのは困難と考えられるのであり、サヤ取引のような複雑な取引をいきなり勧誘されても、その仕組みを理解し、自己の判断に基づいて取引をすることができるとは、到底考えがたい。したがって、被告従業員が原告にサヤ取引を勧誘したことは、適合性原則に違反し、違法であるというべきである。

2) 説明義務違反

証拠(甲3)及び弁論の全趣旨によれば、被告従業員は、原告に対し、当初外貨取引を勧誘し、その後、先物取引を勧誘しているが、外貨取引についても先物取引についても、利益を強調するばかりで、その仕組みや危険性について十分説明をしていないことが認められる。特に、いわゆるサヤ取引については、売りと買いのバランスをとってセットで買うから安心であるとして、あたかも危険性の低い取引であるような誤った説明をして、取引を勧誘している。このような被告従業員の行為は、先物取引の仕組みや危険性について顧客に説明すべき注意義務に違反し、違法というべきである。

3) 以上によれば、被告従業員の勧誘行為の違法性は明らかであり、被告は、民法715条により、原告の被った損害を賠償すべき義務があると認められる。

2 原告の損害

1) 取引損失

本件先物取引による原告の取引損失は、前提事実記載のとおり 940万9760円である。

2) 弁護士費用

弁論の全趣旨によれば、原告が本件訴訟の提起及び追行を原告代理人に委任した事実が認められるところ、本件の事案及び取引損失額等の事情にかんがみると、被告従業員の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、94万円と認めるのが相当である。

3) 以上によれば、原告の損害額は、合計1034万9760円である。

3 被告の訴訟活動について

1) 本件訴訟における被告の訴訟活動の経過は、次のとおりである。

ア 第1回口頭弁論期日（平成17年8月24日）

被告訴訟代理人は、期日に出頭せず、請求棄却の判決を求める旨の答弁書を提出した（答弁書は、陳述擬制）が、答弁書には請求原因事実に対する認否の記載はなかった。

イ 第1回弁論準備期日（平成17年9月29日）

被告訴訟代理人は、請求原因事実に対する認否を記載した準備書面を提出せず、同年11月11日までに認否を記載した準備書面及び取引経過の証拠を提出することを約した。同期日終了直後、乙1～7の書証の写し及び証拠説明書が裁判所及び原告に送付された。

ウ 第2回弁論準備期日（平成17年11月17日）

被告訴訟代理人が提出した平成17年11月16日付け準備書面には、訴状記載の請求原因事実のうち、当事者に関する部分と本件先物取引に先行する外貨取引に関する部分についての認否及び被告の主張が記載されていた。被告訴訟代理人は、平成18年1月13日までに残りの部分の認否を記載した準備書面を提出すること

を約した。同期日終了直後、乙8～16の書証の写しが裁判所及び原告に送付された。

エ 第3回弁論準備期日（平成18年1月19日）

被告訴訟代理人からは、準備書面の提出はなく、乙17～21の書証の写しのみが事前に送付された。裁判所は、被告訴訟代理人に対し、認否未了の部分の認否を記載した準備書面の提出期限を同年1月27日と定め、期限の厳守を求めた。

その後、被告訴訟代理人からは、同年1月23日に乙22～27の書証の写しが送付されたが、上記提出期限を過ぎても準備書面の提出はなかった。

オ 第4回弁論準備期日（平成18年2月13日）

被告訴訟代理人は、同期日までに準備書面を提出しなかった。裁判所は、弁論準備手続を取り消して口頭弁論期日を平成18年3月20日に指定し、同月15日までに主張立証を準備するよう被告に求めた。同期日終了直後、同日付け準備書面及び乙28～30の書証写しが被告訴訟代理人から送付されたが、同準備書面には、平成16年2月9日までの事実関係に関する認否が記載されているにとどまり、訴状記載の請求原因事実に対する認否は完了していなかった。

カ 第2回口頭弁論期日（平成18年3月20日）

被告訴訟代理人は、期日に出頭せず、準備書面の事前提出もなかった。裁判所は、原告に弁論準備手続の結果を陳述させた上で、口頭弁論を終結した。同日、口頭弁論期日終了直後に同日付けの準備書面が送付された。同準備書面には、平成16年3月29日までの事実関係の認否が記載されていた。

キ 口頭弁論終結後

被告訴訟代理人は、平成18年4月11日、同月10日付け準備書面及び乙31の書証の写しを送付するとともに、口頭弁論再開を申し立てた。同準備書面には、訴状記載の請求原因事実に対する認否の残りの部分及び原告の主張に対する反論が記載されていた。

2) 上記のとおり、被告は、自ら約束し、あるいは裁判所が定めた準備書面の提

出期限を再三にわたって遵守せず、4回の弁論準備期日、約6か月の期間を経てもなお請求原因事実に対する認否を完了しないのみならず、弁論準備手続が取り消された後の第2回口頭弁論期日に出頭せず、請求原因に対する認否を完了しなかったものであり、このような被告の態度は、著しく不誠実であり、信義則に反するものといわざるを得ない。

以上の点に加え、第2回口頭弁論期日までに原告が請求原因事実の主張立証を完了していることを考慮すると、本件は判決をするに熟しており、口頭弁論終結後に提出された被告の攻撃防御方法は、時機に後れたものというべきである。

4 以上によれば、原告の請求は全部理由がある。よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第11民事部

裁判官 山下 郁夫

これは正本である。

平成18年4月19日

大阪地方裁判所第11民事部

裁判所書記官 近藤 正

